

令和4年度地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する検討会（第2回）  
議事要旨

1 日時

令和5年1月12日（木）13:00～15:00

2 場所

オンライン開催

3 出席者

（委員）

宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
菊池 浩明	明治大学 総合数理学部 先端メディアサイエンス学科 専任教授
関本 義秀	東京大学空間情報科学研究センター 教授
板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士
杉本 直也	静岡県交通基盤部 政策管理局 建設政策課
鈴木 昌幸	岡崎市役所 総合政策部デジタル推進課
高木 和之	株式会社ゼンリン DB戦略室長

（オブザーバー）

関係省庁

4 議事概要（主な発言要旨）

1. 議事（1） 第3章 地理空間情報の利用・提供と個人情報保護法の規律

- ・ 「個人に関する情報を含まない」としている都市計画基本図では建物の形などが分かるが、白地図で家の形が分かるようなものが個人に関する情報ではないとの整理で問題ないのか。例えば「IPアドレス」は、家についていて、家中のパソコンで同じかもしれないけれども、個人関連情報であると解釈している。パラレルに考えると、家の形は個人に関する情報に当たるかもしれない。
  - 個人情報かどうかという点は、令和2年改正以前にかなり議論されてきたところがあるが、個人に関する情報かどうかという点については、個人情報の定義の前さばきの部分で、あまり議論を意識的にしていなかった面がある。一旦立ち止まって考えたほうがいいのかもわからない。
- ・ 場所と周りの線が分かるものを個人に関する情報ですと言うかどうか。インターネット上の各種アドレスは、単なる数字で家族に振られているものを、全部個人関連情報としており、そこでの平仄をどう考えるかで、どちらの整理もできる。実物だから違うとするのか、平仄を合わせるから一応個人関連情報に当たるかもしれないとし、当たるかもしれないから提供するには必要な措置を一応考えてほしい、とするか。
- ・ 使う側からすると、はっきり「建物」というワードが本文内に入っていると安心して使える。現行ガイドライン本文の「地形、地物等の」というところに建物も入っているということだと思うが、その後に「建物」と書いていただけるとより安心して使える。
  - こちらで書いているのはあくまで、都市計画基本図について、その中に地物として建物形状というのがあり、それ一体が全部個人に関する情報ではない、と整理しているということ。

- ・ 現行ガイドラインにある「地図情報レベルが 5000 以下」という記述がどこまで強い条件なのか、個人に関する情報に当たるか否かを単純に建物形状だけで整理できないかという点は検討いただきたい。縮尺によってコントロールを変えろというのは実務運用としては少し難しいと思われる。はっきりとした形状が分からないのであれば個人関連情報ではないということを行わんとしているのかなともとれる。そうした意図がないのであれば、シンプルに整理していただけるとありがたい。
  - 地図情報レベル 5000 だからとか 1 万だからというところがキーになって判断が分かれることはないのではないか。一方、地図の表現として総描というものがあって、複数の建物を 1 個の四角で書いてしまうというのがあり、判断が分かれる可能性があるとしたらその総描有無しかないであろうでは判断が分かれる可能性もある。
- ・ 本件はそもそも個人に関する情報ではないと整理してきたところであるので、基本的にそれを維持する。問題は、それを維持する際の理由づけが本当にこれでいいのかどうかである。事務局と個人情報保護委員会事務局とで整理をお願いしたい。

## 2. 議事（2） 第 4 章 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方

- ・ 都市局から都市計画基礎調査の要領を改定してオープンデータ向けに備えるという話があったが、今年度末予定か、あるいは来年度に入るか。
  - 個人情報の取扱いについては、近いうちに通知という形で自治体向けに発出を考えており、その内容を今回のガイドラインにも載せる予定である。施行は 4 月からということで明記したい。

### 2.1 登記所備付地図（法務省）

- ・ G 空間情報センターにおける地図データの公開は委託になるのか。それともデータを G 空間情報センターに提供し、さらに第三者提供する形か。
  - 委託である。
- ・ カタログサイトのようなものを運営するだけで、提供自体は法務省から使いたい人に直接行われるということと理解した。これは利用目的内外部提供にあたり整理しているのか。
  - 目的内の外部提供ということで整理をしている。今までの個人情報ファイル簿の利用目的の記載では、読めるか読めないかが微妙で対外的に不明確な、「不動産登記登記事項の公開に資する」といった文言だったが、今回ははっきりと「G 空間情報センターを通じて登記所備付地図データの公開を行う」に出すという記載にすることとして、個人情報保護法第 61 条第 3 項の利用目的の変更の手続きをして、問題なく公開できる形にした。
- ・ 提供をするときに提示する利用規約が利用目的内外部提供の措置請求（個人情報保護法第 70 条）に相当するものになるのか。
  - データをダウンロードするときに利用規約は必ず見てもらう形としており、それで趣旨を理解した上で利用していただく形にする予定。

- ・ これから様々なオープンデータ化のサイトを作ろうとする自治体なども、利用規約というの  
はかなり悩むところと思う。今回作成するガイドラインに例えば法務省のサイトの例のよう  
に、利用規約の記載例をつけていただければ、有益と思う。
  - 事例のようなものはこのガイドラインの中に現状は入れていないが、全体のバランスも  
見ながら、利用規約のポイントだけお示しするとか、利用規約はこういうものがありま  
すよという脚注やリンクをお示しすることなどを検討したい。
  - せっかく法務省がきっちりしたものをお作りになったので、それを参考情報としてこう  
いうものを見るのがよいとお示しいただくと有益と考える。

## 2.2 点群データ（国土地理院）

- ・ 点群データの整理はうまくできている。カメラ画像よりも点群データの方が個人識別性が低  
いだろうという点も同意。ただ、資料では「極端に接近した位置で人が静止した場合」など  
と静止画に限定して整理されているのに対し、恐らく実際に点群データで識別が可能になる  
のは、動いた状態で、いわゆる歩様の情報が取れたりすると、個人識別性は高くなると思わ  
れる。
  - この点は距離と密度、あとは計測する頻度・間隔によって変わると思われる。歩様が分  
かるレベルに近接してかつ高密度で取っていくと個人を識別できることがあるというこ  
とは承知したので、記載内容を検討したい。
- ・ 点群データを計測する際には、カメラ画像も同時に撮ることが多い。恐らく画像は後から削  
除したりするのだと思うが、その場合でも一旦個人情報を取得することとなり、撮られた方  
からするとそれが個人識別符号として使われる潜在的なリスクが生じるので、十分な通知・  
公表、撮っていることの生活者に対する説明をする必要があるのではないかと。
  - 公的機関が計測をする場合、法的には通知などの義務はないと承知している。一方、測  
量をしているときは、測量していますということを計測車に掲示する、ホームページに  
書くといったことは行った方がいい良いと考えているところ。測量会社へのヒアリング  
では、こうしたことを行っているケースもあると把握している。
  - 条文上本人から個人情報を直接取得する場合にのみ明示義務があり、それ以外の場合は  
個人情報ファイル簿に利用目的を書いておくという規律の仕方なので、通知・公表は不  
要といえば不要。しかしながら、個人情報を取得しているということは明らかにした方  
がいいのではないかと、きかれた場合は答えている。また、取得している自治体名も明  
らかにするべきと考える。そうしないと個人情報ファイルに辿り着けず、利用目的が分  
かりようもなく、個人情報保護法の趣旨に反するのではないかとと思う。
- ・ 人流データのうち軌跡データについて、それ単体では個人情報に該当しないが、位置情報が  
連続して蓄積され特定の個人を識別できる場合は個人情報に該当するという説明になってい  
るが、ここの境界線はどう判断すればいいか。
  - 一般的に誰の軌跡か分からない状態であれば個人情報には該当しないし、特定の個人が  
識別できる場合は該当するという事なので、ケース・バイ・ケースで判断することにな  
る。

- 5、6年程前に『Nature』の記事で、1人の軌跡データでもたった4点取り上げればほぼ唯一特定のものと言える可能性が90何%であるという論文が出て結構話題になったことがあり、意外と特定されやすいことが示されていた。
- 匿名加工情報に関する個人情報保護委員会事務局のレポート中でも、本件については相対的な表現にとどまっております、幾ら以上取ったら個人情報になるかとうことは明確には決まっていないが、御指摘のとおり4つぐらいで1になるということは専門家の間ではよく知られている。
- ・ 作成した人流データが個人情報保護法上該当する可能性があるものとして匿名加工情報を挙げているが、民間事業者は匿名加工情報を自主的に作成できるのに対し、行政機関等の場合は提案募集をかけるときか、他に法令がある場合しか匿名加工情報を作成できないので、作成主体として行政機関等を想定しているのであれば、匿名加工情報は書かないほうがよい。

### 3. 議事（3） 第5章 地理空間情報の利用提供にかんがみた段階別の個人情報等の適正な取扱いのための方策

- ・ 協議会でデータを取得する場合に関する記載案は、こちらの意見を汲んでいただき、明確に構成員に対する本人からの同意を取るか、共同利用にするかという対処について書かれていることを承知した。気になった点として、これ以外に委託をする場合もあるのではないかと思うのだが、意図的に外されているのか。
  - 委託の場合は委託契約などの関係である程度個人情報の記述も含めて整理されると思うので、今回はどちらかというにあやふやになっている部分にフォーカスして書かせていただいた。
- ・ スマートシティの関係でいろいろなところで説明や講演をさせていただくような機会もあるが、ぜひそういった場を通じてこういったことを私自身も発信していけたらいいと思っている。

(了)